

公共下水道の水質規制について

狭山市

上下水道部下水道施設課

2019.9

目 次

1. 用語の説明	1
2. 公共下水道に廃水を流すためには	3
3. 水質について	3
4. 水質の管理について	4
公共下水道への排除基準一覧表	5
5. 特定施設の届出制度について	8
6. 除害施設の届出制度について	11
7. 阻集器について	14
8. 下水道法第11条の2第2項で定める特定施設	15
9. ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設	31
10. 水質の測定義務と報告について	34
11. 除害施設の維持管理について	35
12. 立入検査について	36
申請様式－特定施設関係－	
特定施設設置届出書	37
特定施設の構造等変更届出書	38
特定施設使用届出書	39
氏名変更等届出書	40
特定施設使用廃止届出書	41
承継届出書	42
公共下水道使用開始届	43
特定施設設置構造等変更届出(別紙)	44
実施制限期間短縮承認願	51
申請様式－除害施設関係－	
除害施設設置届出書	52
除害施設構造等変更届出書	53
氏名変更等届出書	54
除害施設使用廃止届出書	55
除害施設承継届出書	56
除害施設管理責任者選任届	57
除害施設管理責任者承認申請書	58
公共下水道使用開始(変更)届	59
除害施設設置構造等変更届出(別紙)	61
実施制限期間短縮承認願	66
その他	
水質測定記録表	67

1. 用語の説明

・ 下水

『下水』とは、生活若しくは事業等による廃水（以下「汚水」）又は雨水をいいます。

・ 下水道

『下水道』とは、下水を排除するために設けられる排水管、マンホール、下水を処理するために設けられる処理施設、ポンプ施設、その他の施設の総体をいいます。

・ 公共下水道

『公共下水道』とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道管で、最終的に下水を処理して河川、湖沼、海域等の公共水域に放流するものです。

・ 排除基準

『排除基準』とは、公共下水道施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある下水を排除しないように設けている、下水の水質基準をいいます。

・ 特定施設

『特定施設』とは、人の健康及び生活環境に被害が生ずる恐れのある物質を含む汚水を排出する施設として、法令により指定されています。⇒P15～P33 ページ

・ 特定事業場

『特定事業場』とは、特定施設を設置している工場や事業場をいいます。

・ 特定事業場以外

『特定事業場以外』とは、特定施設を設置していない工場や事業場をいいます。

・ 除害施設

『除害施設』とは、工場や事業場に設ける、下水道に有害な下水を排除基準に適合するように処理するための施設をいいます。

- ・阻集器

『阻集器』とは、下水に含まれる、有害危険な物質又は再利用できる物質の流下を阻止、分離、捕集し、自然流下により排水できる形状、構造をもった器具又は装置をいいます。また、排水設備の機能の妨げ、又は損傷の防止をします。

2. 公共下水道に廃水を流すためには

公共下水道を利用するためには、排水設備の設置等のほかにも、守らなければならない決まりがあります。

公共下水道管の損傷や詰りを未然に防ぐこと、また下水処理場の処理能力等を適正に保つため、公共下水道へ下水を排除する工場・事業場に対しては水質規制を実施しています。

3. 水質について

- ① 下水道を利用する場合には、排水の水質が『排除基準』以下でなければ流すことができません。

この『排除基準』には、下水処理場で処理できない、健康に有害な物質や下水道管に悪影響を及ぼす物質等が指定されています。

その基準値は、『特定事業場』か、『特定事業場以外』か、日平均あたりの排水量はどの位か、排水の水質は何か、などにより異なります。

詳しくは『排除基準一覧表』をご覧ください。⇒P5 ページ

『特定事業場』とは『特定施設』を設置している工場・事業場のことで、人の健康や生活環境や、下水道施設の機能に悪影響を与える物質を排出するおそれのある施設です。

- ② 『特定施設』に該当する施設を設置する場合には、下水道法に基づく届出が必要になります。⇒P8 ページ

- ③ 『特定事業場以外』であっても、『排除基準』を超える場合には、『除害施設』の設置が必要です。⇒P11 ページ

『除害施設』とは、下水道管や処理場に悪影響を与える物質を除去するために必要な施設で、排水を『排除基準』以下にする施設をいいます。

『除害施設』の例

- ・ 重金属を薬液により沈殿させ除去する凝集・沈殿施設
 - ・ pH の調整を行う中和処理施設
 - ・ 有機物を微生物の働きにより減らす生物処理施設
- などがあります。

- ④ 油脂類、浮遊物質を含む汚水には『阻集器』の設置が必要です。

排水の量に係わらず、泥砂やガソリン、オイル類を排出する工場・事業場、油脂類を排出する飲食店などは阻集器（グリーストラップなど）の設置が必

要となります。⇒P14 ページ

下水管の悪臭や爆発事故、閉塞を未然に防止、また資源を回収し再利用を目的としています。

『阻集器』とは、自然流下により排水できる形状、構造をもった器具又は装置をいう。(除害施設とは別になります。)

4. 水質の管理について

① 水質測定の義務について

特定施設を設置している工場・事業場には、法令により下水の水質を測定し、記録する義務があります。⇒P34 ページ

また、特定施設以外でも除害施設を設置している場合には、狭山市下水道条例第18条により下水の水質を測定し、その結果を記録しておくよう努めることとしています。

★水質測定の義務

・下水道法施行規則第15条

② 水質測定結果等の報告について

下水道施設の保全のため、水質測定や除害施設の維持管理状況を報告していただく場合があります。⇒P35 ページ

③ 除害施設の維持管理について

設置した施設も維持管理が悪いと基準を守れません。日常の維持管理が大切です。⇒P35 ページ

④ 立入検査について

必要に応じて、工場・事業場への立入検査を行い、排水の水質測定などを行います。⇒P36 ページ

⑤ 事故時の対応について

事故等により有害物質等が下水に排出された場合には、消防署などとともに速やかに、下水道施設課 Tel04-2953-1111 まで、ご連絡ください。

公共下水道への排除基準

平成29年3月現在

項 目	排 除 基 準 政令による基準	特定事業場 排水量: m ³ /日			特定事業場以外 排水量: m ³ /日				
		50	30	10	50	30	10		
生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/L未満 (300mg/L未満)								
浮遊物質(SS)	600mg/L未満 (300mg/L未満)								
窒素含有量	240mg/L未満 (150mg/L未満)							適	適
燐含有量	32mg/L未満 (20mg/L未満)							用	用
水素イオン濃度	5超9未満 (5.7超8.7未満)							除	除
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5mg/L以下							外	外
鉱油類含有量	30mg/L以下								
動植物類含有量	45°C未満 (40°C未満)								
温度	220mg/L未満								
沃素消費量	5mg/L以下								
フェノール類	3mg/L以下								
銅及びその化合物	2mg/L以下								
亜鉛及びその化合物	10mg/L以下								
鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下								
マンガン及びその化合物(溶解性)	2mg/L以下								
クロム及びその化合物	0.03mg/L以下								
カドミウム及びその化合物	1mg/L以下								
シアン及びその化合物	1mg/L以下								
有機磷化合物	0.1mg/L以下								
鉛及びその化合物	0.5mg/L以下								
六価クロム化合物	0.1mg/L以下								
砒素及びその化合物	0.005mg/L以下								
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検出されないこと								
アルキル水銀化合物	0.003mg/L以下								
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.1mg/L以下								
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下								
テトラクロロエチレン	0.2mg/L以下								
ジクロロメタン	0.02mg/L以下								
四塩化炭素	0.04mg/L以下								
二・ニジクロロエタン	1mg/L以下								
一・ニジクロロエチレン	0.4mg/L以下								
シス一・ニジクロロエチレン	3mg/L以下								
一・一・トリクロロエタン	0.06mg/L以下								
二・一・ニトリクロロエタン	0.02mg/L以下								
一・三ジクロロプロペン	0.06mg/L以下								
チウラム	0.03mg/L以下								
シマジン	0.2mg/L以下								
チオベンカルブ	0.1mg/L以下								
ベンゼン	0.1mg/L以下								
セレン及びその化合物	10mg/L以下								
ほう素及びその化合物	8mg/L以下								
ふっ素及びその化合物	380mg/L未満								
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	0.5mg/L以下								
1,4-ジオキサン	10pg/L以下								
ダイオキシン類									

備考

- (1) 環境項目中()内の数値は製造業又はガス供給業について上乗せ適用事項が該当した場合の基準である。
- (2) BODから沃素消費量に係る適用除外の排除量は狭山市下水道条例施行規則による。
- (3) フェノール類からクロム及びその化合物に係る適用除外の排除量は埼玉県の排除基準を定める上乗せ条例による。

: 下水道法第12条の2による
: 下水道法第12条、第12条の11による

【下水排除基準一覧表の見方】

- ① 排除基準は、『特定事業場』（特定施設を設置している工場・事業場）か、『特定事業場以外』（その他の工場・事業場）か、また事業場全体の排水量が日平均あたり 10、30、50 m³/日以上か未満かによって、異なりますので該当欄をご覧ください。
- ② 表に記載している数値は許容限度（下水道に排出することのできる限界値）で、BOD、SS、窒素含有量、リン含有量、pH、ノルマルヘキサン抽出物含有量、温度、沃素については記載された範囲内で下水に排除することとなっています。
- ③ 斜線部分において、排除基準値を超える排水を流すおそれがある場合には、水質の改善（改善命令）や、公共下水道への下水排除の一時停止を、命じられる場合があります。
また、基準値を超えた場合には、罰則が適用されます。
- ④ クロス線部分において排水が排除基準値に適合しない場合は、除害施設の設置など排除基準を守るために必要な措置を行わなければなりません。
基準を超えた場合には、水質改善などの措置を命じます。その措置命令に従わない場合には、罰則が適用されます。
- ⑤ ダイオキシンの規制について
ダイオキシン類の量はその毒性に応じて、2，3，7，8，一四塩化ジベンゾーパラージオキシンの量に換算した数値（TEQ：毒性等価換算濃度）で表します。

★特定事業場からの下水の排除の制限

・下水道法第 12 条の 2（施行令第 9 条の 2 から第 9 条の 7）

※ 規定に違反した場合⇒罰則規定：下水道法第 46 条の 2

★除害施設の設置等

・下水道法第 12 条（施行令第 9 条）→狭山市下水道条例第 11 条（施行規程第 9 条）

※ 規定に違反した場合⇒罰則規定：狭山市下水道条例第 37 条

・下水道法第 12 条の 11（施行令第 9 条の 10、第 9 条の 11）→狭山市下水道条例第 11 条の 2 項（施行規程第 9 条）

※ 規定に違反した場合⇒罰則規定：狭山市下水道条例第 37 条

★特定事業場への改善命令等

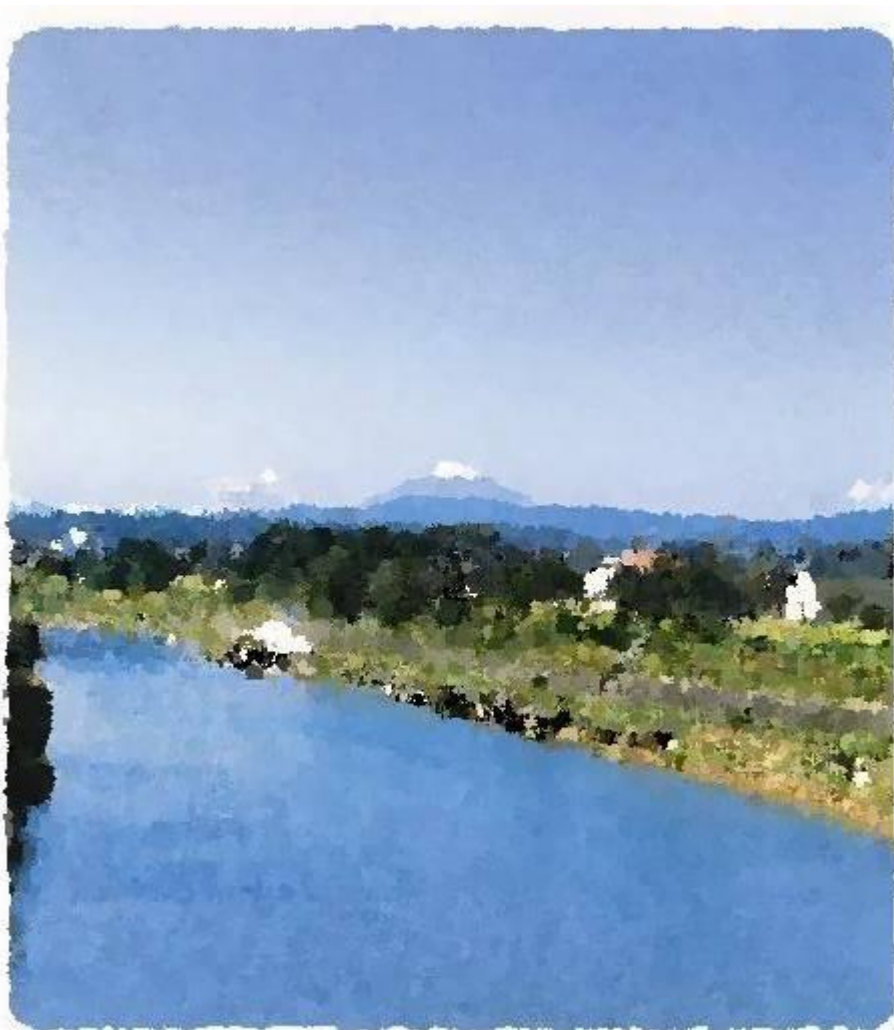
・下水道法第 37 条の 2

※ 命令に違反した場合⇒罰則規定：下水道法第 46 条

★監督処分等

・下水道法第 38 条

※ 命令に違反した場合⇒罰則規定：下水道法第 46 条



5. 特定施設の届出制度について

『特定施設』を設置する場合、あらかじめ届出が必要です。

『特定施設』には水質汚濁防止法で規定された特定施設とダイオキシン類対策特別措置法で規定された特定施設があり、それぞれ規制を受ける水質の項目等が違います。

届出の種類	届出が必要な場合	届出の時期	注 意 事 項
特定施設設置届出書 P37 ページ	特定施設を新たに設置しようとする場合	設置の 60 日前まで	【計画変更命令】届出が受理された日から 60 日以内は、計画内容の変更を命じる場合があります。 【実施の制限】届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、特定施設の設置や変更はできません。
特定施設構造等変更届出書 P38 ページ	特定施設の構造や使用方法、汚水の処理方法、排水の量や水質、排水方法などを変更する場合	変更の 60 日前まで	
特定施設使用届出書 P39 ページ	すでに設置している施設が、新たに特定施設に指定され場合	特定施設となった日から 30 日以内	
	すでに特定施設を設置している事業場が、新たに下水道を使用する場合	下水道使用開始から 30 日以内	
氏名変更等届出書 P40 ページ	届出者の氏名・住所や事業場の名称・所在地の変更があった場合	変更のあった日から 30 日以内	
特定施設使用廃止届出書 P41 ページ	特定施設の使用を廃止する場合	廃止した日から 30 日以内	
承継届出書 P42 ページ	届出者の地位を承継した場合	承継した日から 30 日以内	
公共下水道使用開始届出書 P43 ページ	公共下水道を使用する場合	あらかじめ	公共下水道使用開始（変更）届により届出している場合には必要ありません。 P11 ページ

※ 届出者は、商法上の代表者とする。（個人の場合は、責任者とする。）

※ 特定施設の設置届出、構造等変更届出の場合、届出が受理された日から 60 日間は工事に着手することができません。早期着工を希望する場合は、「実施制限短縮申請書」(P51 ページ)を提出してください。

届出書の審査の結果、特に支障がないと認められる場合には、実施制限期間が短縮されます。

※ 特定施設の設置届出、使用届出、構造変更届出の場合には、届出書と併せて特定施設、除害施設の詳細を明記した別紙添付書類が必要です。

①別紙書式 (P44～P50)

②その他必要と認めるもの

★特定施設の定義⇒下水道法第 11 条の 2 第 2 項

★特定施設の設置等届出及び構造等の変更届出⇒下水道法第 12 条の 3、第 12 条の 4 (施行規則第 8 条から第 11 条)

※ 規定の届出をしない、虚偽の届出⇒罰則規定：下水道法第 47 条の 2

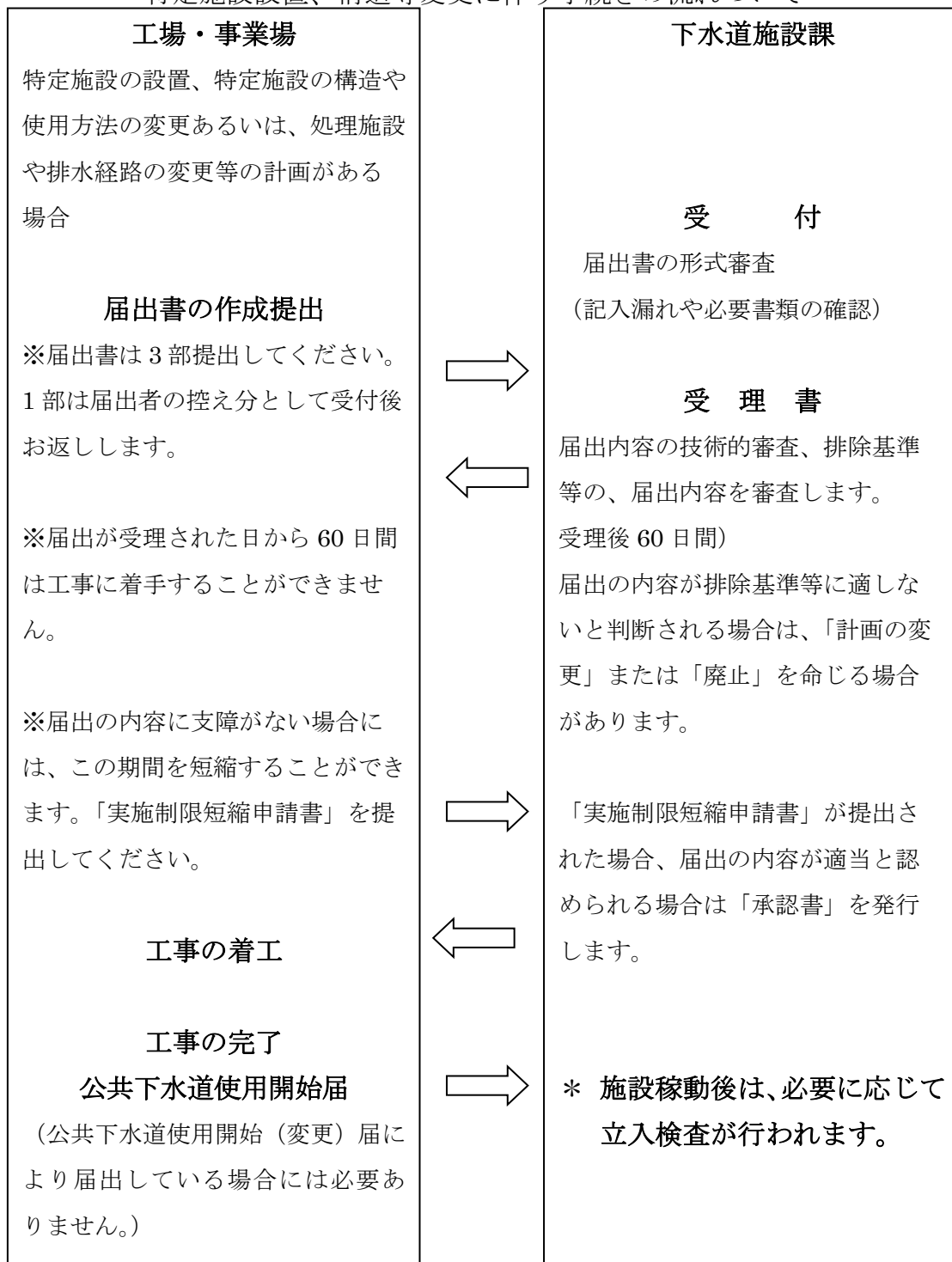
★氏名の変更等・廃止及び承継の届出⇒下水道法第 12 条の 7、第 12 条の 8 (施行規則第 12 条から第 14 条)

※ 規定の届出をしない、虚偽の届出⇒罰則規定：下水道法第 51 条

★公共下水道使用開始 (変更) 届出⇒下水道法第 11 条の 2 (施行規則第 6)

※ 規定の届出をしない、虚偽の届出⇒罰則規定：下水道法第 49 条

特定施設設置、構造等変更に伴う手続きの流れについて



★ 計画変更命令

・下水道法第12条の5

※ 命令に違反⇒罰則規定：下水道法第46条

★ 実施の制限

・下水道法第12条の6

※ 命令に違反⇒罰則規定：下水道法第49条

6. 除害施設の届出制度について

すべての工場・事業場は下水排除基準に適合しないおそれがある場合、除害施設の設置等何らかの措置が必要となります。

除害施設を設置する場合は、あらかじめ、除害施設新設等届出書を提出してください。【特定施設の届出を行う場合、この届出は必要ありません。】

また、下水道条例の規定に基づき除害施設の設置者は除害施設の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設管理責任者を選任しなければなりません。

届出の種類	届出が必要な場合	届出の時期	注意事項
除害施設設置届出書 P52 ページ	除害施設を新設（再開）する場合	工事の着手日（再開）の 60 日前まで	【計画変更の指示】届出が受理された日から 60 日以内は、計画内容の変更を指示する場合があります。 【実施の制限】届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、除害施設の設置や変更はできません。
除害施設構造等変更届出書 P53 ページ	除害施設の構造や使用方法、汚水の処理方法、排水の量や水質、排水方法などを変更する場合	変更の 60 日前まで	
氏名変更等届出書 P54 ページ	届出者の氏名や住所、事業場の名称や所在地の変更があった場合	変更のあった日から 30 日以内	
除害施設廃止届出書 P55 ページ	除害施設を廃止（休止）する場合	廃止（休止）した日から 30 日以内	
除害施設の継承 P56 ページ	除害施設を継承する場合	継承があった日から 30 日以内	
除害施設管理責任者任者選任届 P57 ページ	除害施設を新設した場合	除害施設を設置した日から 14 日以内	【資格者いない場合】除害施設設置者の申請により、資格を取得するまで、市長が承認した者を管理責任者とみなします。→除害施設管理責任者承認申請書 P58 ページ
	除害施設管理責任者を変更した場合	選任した日から 7 日以内	
公共下水道使用開始（変更）届出	公共下水道を使用する場合	あらかじめ	排除する汚水の量が、多い日で 50 m ³ 以上あるもの。又は

P59 ページ		排除基準一覧表の値に適合しない汚水を流そうとする場合には届出が必要です。
---------	--	--------------------------------------

* 届出者は、商法上の代表者とする。(個人の場合は、責任者とする。)

* 除害施設管理責任者の業務は次のとおり定められています。

- 除害施設の操作及び維持管理に関すること。
- 除害施設から排出する下水の水質の測定及び記録に関すること。
- 除害施設の破損、故障その他事故が発生した場合の措置に関すること。
- 除害施設から発生する汚泥の処理及び処分に関すること。
- ①別紙書式 (P 6 1 ~ P 6 5)
- ②その他必要と認めるもの

★除害施設管理責任者の業務

- ・下水道条例第 16 条第 1 項 (施行規程第 11 条)

* 除害施設管理責任者の資格は次のとおり定められています。

- 水質関係公害防止管理者の資格を有する者。
- 下水道法施行令第 15 条の 3 に規定する資格を有する者。
- 県が行う認定講習を受ける。(水質関係公害防止主任者)

★除害施設の届出

- ・下水道条例第 12 条 (施行規程第 9 条)

★除害施設管理責任者選任の届出

- ・下水道条例第 16 条 (施行規程第 12 条)

★除害施設管理責任者の資格

- ・下水道条例施行規程第 13 条

※ 規定の届出をしない、虚偽の届出⇒罰則規定：下水道条例第 37 条

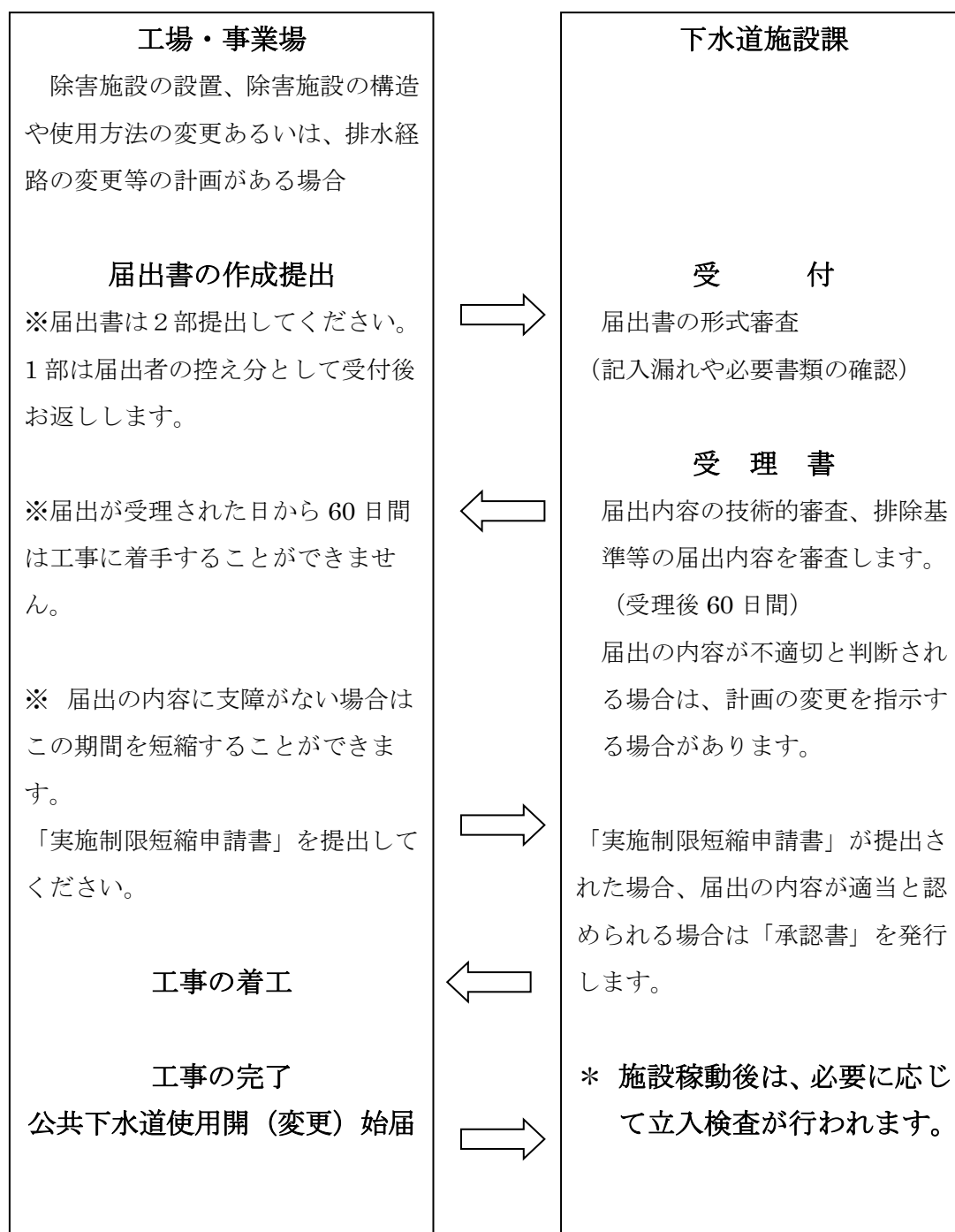
★公共下水道使用開始 (変更) 届出

- ・下水道法第 11 条の 2 (施行規則第 6)

※ 規定の届出をしない、虚偽の届出⇒罰則規定：下水道法第 49 条



除害施設設置、構造等変更に伴う手続きの流れについて



★ 計画変更の指示

- ・下水道条例第13条

★ 実施の制限

- ・下水道条例第14条

7. 阻集器について

工場・事業場等が浮遊物質または油脂類を含む汚水を継続して下水に流す場合には、これらの物質の流出を防ぐため、有効な装置（サンド・オイル・グリーストラップなどの阻集器）の設置が必要となります。

工場・事業場の範囲	流出防止物質	阻集器の種類
泥、砂、セメント顆を排出する工場・事業場等	土砂、石くず、その他これに類する固形物質	サンドトラップ
ガソリン、オイル類を排出する自動車洗車場、車庫、ガソリンスタンド等	可燃性油脂類	オイルトラップ
油脂類を排出する料理店、ホテル、食品加工工場等	油脂類	グリーストラップ
理髪店	頭髮類	ヘアートラップ

★ 阻集器の設置義務

- ・下水道条例施行規程第4条



8. 下水道法第11条の2第2項で定める特定施設

(水質汚濁防止法施行令 別表第1)

番号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 圧搾施設

	ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗淨施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設

	ロ 洗淨施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗淨施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設

	ロ 湯煮施設 ハ 洗淨施設
18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗淨施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗淨施設
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗淨施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

	イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設

26	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機</p> <p>ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設</p> <p>ホ 廃ガス洗浄施設</p>
27	<p>前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 遠心分離機</p> <p>ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</p> <p>ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</p> <p>ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設</p> <p>へ 青酸製造施設のうち、反応施設</p> <p>ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</p> <p>チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設</p> <p>リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設</p> <p>ヌ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ル 湿式集じん施設</p>
28	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 湿式アセチレンガス発生施設</p> <p>ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設</p> <p>ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設</p> <p>ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設</p> <p>ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設</p> <p>へ クロロプレンモノマー洗浄施設</p>
29	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p>

	<p>イ ベンゼン類硫酸洗浄施設</p> <p>ロ 静置分離器</p> <p>ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>
30	<p>発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 蒸りゅう施設</p> <p>ハ 遠心分離機</p> <p>ニ ろ過施設</p>
31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設</p> <p>ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</p> <p>ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</p> <p>ハ 遠心分離機</p> <p>ニ 廃ガス洗浄施設</p>
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 縮合反応施設</p> <p>ロ 水洗施設</p> <p>ハ 遠心分離機</p> <p>ニ 静置分離器</p> <p>ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設</p> <p>ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設</p> <p>ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</p> <p>チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</p>

	<p>リ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ヌ 湿式集じん施設</p>
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 脱水施設</p> <p>ハ 水洗施設</p> <p>ニ ラテックス濃縮施設</p> <p>ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 蒸りゅう施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ 廃ガス洗浄施設</p>
36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃酸分離施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ハ 湿式集じん施設</p>
37	<p>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ ろ過施設</p> <p>ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設</p> <p>ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設</p> <p>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸</p>

	<p>濃縮施設</p> <p>チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設</p> <p>リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設</p> <p>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</p> <p>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設</p> <p>ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器</p> <p>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</p> <p>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</p> <p>タ 廃ガス洗浄施設</p>
38	<p>石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料精製施設</p> <p>ロ 塩析施設</p>
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設
39	<p>硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱酸施設</p> <p>ロ 脱臭施設</p>
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設
41	<p>香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 抽出施設</p>
42	<p>ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p>

	ロ 石灰づけ施設 ハ 洗淨施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗淨施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗淨施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗淨施設
48	火薬製造業の用に供する洗淨施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設

	ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設

	ニ 脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗淨施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗淨施設 へ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗淨施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗淨施設
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗淨施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

	<p>イ タール及びガス液分離施設</p> <p>ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）</p>
64 の 2	<p>水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>イ 沈でん施設</p> <p>ロ ろ過施設</p>
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66 の 3	<p>旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（→注 1）</p> <p>イ ちゅう房施設</p> <p>ロ 洗たく施設</p> <p>ハ 入浴施設</p>
66 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 6	飲食店（次号及び第 66 号の 7 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置される

	ちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るもの限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
70 の 2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作

	業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗淨施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるこれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの（→注2） イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）

の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

（注1） 下水道法上の取扱い

届出及び下水排除の制限等に関しては、特定施設から除かれます。ただし、入浴施設のうち温泉を利用する場合はこの限りではありません。

（注2） 環境省令で定めるもの

- 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）
- 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 5 保健所
- 6 検疫所
- 7 動物検疫所
- 8 植物防疫所
- 9 家畜保健衛生所
- 10 検査業に属する事業場
- 11 商品検査業に属する事業場
- 12 臨床検査業に属する事業場
- 13 犯罪鑑識施設

* 第1、2号「試験研究機関関係の特定施設（環境省令第3号関係）において「学術研究（人文学科のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究所には、工場又は事業場に組織的に付属しており、かつ、工場又は事業場と同一敷地に設置される研究所は含まない。

－昭和49年12月24日環境庁水質保全局長通知より－

* 第3号の試験研究所には、工場又は事業場における製品の品質管理等は含まれない。

9. ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

(ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第2 第1条関係)

番号	名 称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの

	<p>イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設</p> <p>ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設</p> <p>ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設</p> <p>ニ 熱風乾燥施設</p>
12	<p>アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ロ 湿式集じん施設</p>
13	<p>亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 精製施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ハ 湿式集じん施設</p>
14	<p>担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 精製施設</p> <p>ハ 廃ガス洗浄施設</p>
15	<p>別表第1第5号（*1）に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの</p> <p>イ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ロ 湿式集じん施設</p>
16	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設</p>

17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

* 1 (ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第1 第1条関係 抜粋)

5	廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が〇・五平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が一時間当たり五〇キログラム以上のもの
---	--

10. 水質の測定義務と報告について

【水質測定義務】

下水道を継続して使用する特定施設の設置者は、下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。

その具体的な方法については、法令で下記のとおり定められています。

項目	内容	備考
測定方法	下水の水質の検定方法に関する省令に規定する検定方法によること	自社において測定が困難場合は、水質分析機関にお問合せください。
採水時刻	水質が最も悪いと推定される時刻	操業状態や処理の状態等を考慮してください。
採水場所	下水道への排出口毎に、下水道に流入する直前で他の排水による影響の及ばない場所で、水深の中層部で採水すること。	できるだけ、し尿や生活排水の影響の少ない場所を選んでください。
測定回数	温度または水素イオン濃度⇒排水の期間中 1日1回以上 生物化学的酸素要求量⇒14日を超えない排水の期間ごとに1回以上 ダイオキシン類⇒1年を超えない排水の期間ごとに1回以上 その他の測定項目⇒7日を超えない排水の期間ごとに1回以上	
記簿の方法	水質測定記録表（下水道法施行規則様式、P60ページ）に記録し、その記録を5年間保存すること	

★水質測定義務

- ・下水道法施行規則第15条

【水質測定結果等の報告】

狭山市では、公共下水道の適正な管理のため、必要に応じて水質測定結果や除害施設の維持管理状況の報告を求める場合があります。

また、排除基準を超えた場合には、ただちに原因を究明し、適切な処置をとっていただくとともに、下水道施設課へご連絡ください。

1 1. 除害施設の維持管理について

除害施設（汚水処理施設）を設置しても、その機能が十分に発揮されなければ、処理は不完全なものとなり下水排除基準も守れなくなってしまいます。

日常の点検や整備を通して、適切な処理が行われるよう心がけてください。

【維持管理の注意事項】

○除害施設管理責任者を定めて管理責任体制を明確にしてください。

○運転日報・月報を作成してください。（記載する内容は次のとおり）

処理水量

原水・処理水の水質

処理に使用した薬品の使用量、在庫量、発注量

装置の稼働状況、清掃、注油、部品の交換等

発生した汚泥の量、処分の方法

その他必要な事項

○処理水質や装置に異常があったときは、すみやかに原因を究明し、必要な対応策をとってください。

【グリーストラップの清掃】

○油脂分の多い飲食店などの排水が、下水道管の詰まりの原因となることがあります。

○グリーストラップ（油水分離槽）の適切な管理により詰まりを防ぎましょう。

○バスケット、スクリーン等は毎日清掃しましょう。

○浮いている油は、ひしゃくですくい、缶などに保管してください。

保管した油は産業廃棄物処理業者に処分委託してください。

○定期的にバキュームによる槽内部の全量引出しと施設の洗浄、破損状況等の点検を行って下さい。全量引出し後は規定水位まで張り水を行ってください。

○施設周辺では油分によるスリップ事故に注意しましょう。

○特に油分の多い排水は、ポリバケツ等に入れて冷却し、固形油脂分を回収した後に流してください。

1 2. 立入検査について

狭山市では、公共下水道の機能および構造を保全し、下水処理場の機能を適正に保つために、排水量の多い工場・事業場や有害物質を排出するおそれのある工場・事業場について、立入検査を行う場合があります。

その際、排水設備、特定施設、除害施設の稼動状況や下水の水質等の検査を実施し、必要に応じて施設の運転方法の変更や改善等を命じる場合があります。

★水質の判定義務等⇒下水道法第 12 条の 12（施行規則第 15 条）

※ 規定の記録をしない、虚偽の記録⇒罰則規定：下水道法第 49 条

★報告の徴収⇒下水道法第 39 条の 2（施行令第 24 条の 5）

※ 規定の報告をしない、虚偽の報告⇒罰則規定：下水道法第 49 条

★排水設備等の検査⇒下水道法第 13 条

※ 検査を拒み、妨げ、または忌避した者⇒罰則規定：下水道法第 49 条



様式第六（第八条関係）

特 定 施 設 設 置 届 出 書

年 月 日

（宛先）狭山市長

住 所

申請者 氏名社名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

電 話 番 号

印

下水道法第12条の3第1項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の3第1項）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
特定施設の種類			
△特定施設の構造	別紙のとおり	※整理番号	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり	※受理年月日	年 月 日
△汚水の処理の方法	別紙のとおり	※施設番号	
△下水の量及び水質	別紙のとおり	※審査結果	
△用水及び排水の系統	別紙のとおり	※備 考	

備考

- 1 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書および別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第八（第十条関係）

特定施設の構造等変更届出書

年 月 日

（宛先）狭山市長

申請者 住 所
氏名（名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
電 話 番 号 印

下水道法第12条の4（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の4）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場または事業場の名称		※整理番号	
工場または事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造（特定施設の使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統）	別紙のとおり	※審査結果	
		※備考	

備考

- 1 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 変更のある部分については、変更前および変更後の内容を対照されるものとする。
- 5 届出書および別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第七（第九条関係）

特 定 施 設 使 用 届 出 書

年 月 日

（宛先）狭山市長

住 所
申請者 氏名（名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名） 印
電 話 番 号

{ 下水道法第12条の3第2項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法
第12条の3第2項）
第12条の3第3項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法
第12条の3第3項） } の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
特定施設の種類			
△特定施設の構造	別紙のとおり	※整理番号	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり	※受理年月日	年 月 日
△汚水の処理の方法	別紙のとおり	※施設番号	
△下水の量及び水質	別紙のとおり	※審査結果	
△用水及び排水の系統	別紙のとおり	※備考	

備考

- 1 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることと、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書および別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第十（第十二条関係）

氏 名 変 更 等 届 出 書

年 月 日

（宛先）狭山市長

住 所
申請者 氏名（名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名） 印
電 話 番 号

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、下水道法第12条の7（下水道法第25の18第1項において準用する同法第12条の7）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変 更 年 月 日		年 月 日	※施設番号	
変 更 の 理 由			※備 考	

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

（宛先）狭山市長

住 所
 申請者 氏名（名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印
 電 話 番 号

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第12条の7（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の7）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場または事業場の名称		※整理番号	
工場または事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		※施設番号	
特定施設の設置場所		※備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

承 継 届 出 書

年 月 日

（宛先）狭山市長

住 所

申請者 氏名（名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

印

電 話 番 号

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第12条の8第3項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の8第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場または事業場の名称		※整理番号		
工場または事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日	
特定施設の種 類		※施設番号		
特定施設の設置場所		※備 考		
承 継 の 年 月 日	年 月 日			
被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
承 継 の 原 因				

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

公共下水道使用開始届

年 月 日

（宛先）狭山市長

申請者 住 所
氏名（名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
電 話 番 号 印

次のとおり公共下水道の使用を開始するので届け出ます。

排 除 場 所		排 水 口 数	
開 始 年 月 日	年 月 日	特定施設の種類	

備考

- 1 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。
- 2 「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第一に及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（昭和11年政令第433号）別表第二に掲げる号番号及び名称を記載すること。

特定施設の使用の方法

整理番号					
特定施設名 (特定施設番号)		()	()	()	()
設置場所		別図()のとおり		別図()のとおり	
操業系統(図)		別図()のとおり		別図()のとおり	
使用状況	使用時間間隔				
	1日の使用時間				
	季節変動				
原材料 (消耗資材を含む。)	種類				
	使用方法				
	1日当りの使用量				
特定施設から排出される汚水 (排水基準に定められた事項)	汚水の量 (m^3 /日)	通常	最大	通常	最大
	項目 (mg/l)	通常	最大	通常	最大
参考事項					

汚水の処理の方法

整 理 番 号			
汚水の除害施設の設置場所		別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手年月日		年 月 日	年 月 日
完成予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
除害施設管理責任者氏名（予定）			
汚水の処理施設の種類（排水の種類）、 型式（連続処理、回分処理）			
汚水処理施設構造等	主要寸法		
	能 力		
	汚水の処理方式		
汚水の処理の系統		別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり
汚水の集水および汚水等の処理施設までの導水の方法		別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり
使用状況	使用時間間隔	時間ごと	時間ごと
	1日の使用時間	時間／回 時～ 時 回／日	時間／回 時～ 時 回／日
	季節変動		
汚水処理施設において中和、凝集、酸化、その他の反応の用に供する消耗資材の1日当たりの用途別使用量			

汚水の処理の方法

整理番号									
処理前および処理後の汚水	汚水の量 (m ³ /日)	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	項目 (mg/l)	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水の処理によって生ずる残さの種類および1月間の種類別生成量ならびにその処理の方法の概要									
下水の排出の方法		排出口の位置		別図()のとおり					
		排出口の数							
		排出先							
参考事項									

下水の量および水質

排水口の番号および名称					
下水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
下水の水質	項目 (mg/l)	通常	最大	通常	最大
参 考 事 項					

用水および排水の系統

用水および排水の系統 添付 () 図のとおり

用途別用水使用量						
給水源 用途	上水道	工業水道	地下水	その他 ()		合計
当該特定施設 使用量						
当該除害施設 使用量						
その他の事業 使用量						
冷却水						
生活用水						
合 計						

特定事業場付近の見取図

その他	
資本金	
従業員数	正社員 パート等
事業場面積	
公共下水道接続前の放流先	

実 施 制 限 期 間 短 縮 承 認 願

年 月 日

(宛先) 狭山市長

住 所
 申請者 氏名（名称及び法人に
 あってはその代表者の氏名 印
 電 話 番 号

下水道法第12条の6第2項の規定により、次のとおり実施の制限期間の短縮を承認願います。

特定施設の名称	
特定施設の設置場所	
短縮の理由	
設置・構造等変更の内容	1 特定施設の設置 2 特定施設の構造の変更 3 特定施設の使用の方法の変更 4 汚水の処理方法の変更 5 下水の量及び水質その他の事項の変更
着手したい年月日	年 月 日
短縮後の制限期間	日
備 考	

様式第6号（第9条関係）

除 害 施 設 設 置 届 出 書

年 月 日

（宛先）狭山市長

住 所
氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
届出者
電 話
印

狭山市下水道条例第12条第1項の規定により、除害施設の設置について届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
△除害施設における処理の方法	別紙のとおり	整理番号	
		受理年月日	年 月 日
△下水の量及び水質	別紙のとおり	施設番号	
		審査結果	
△用水及び排水の系統	別紙のとおり	備考	

（注）1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

2 太線内は、記載しないこと。

全部改正〔平成3年規則8号〕、一部改正〔平成5年規則44号・17年31号〕

様式第8号の2（第9条関係）

除害施設構造等変更届出書

年 月 日

（宛先）狭山市長

住 所
氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
届出者
電 話
印

狭山市下水道条例第12条第3項の規定により、除害施設の構造等の変更について届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
△除害施設における処理の方法	別紙のとおり	整理番号	
		受理年月日	年 月 日
△下水の量及び水質	別紙のとおり	施設番号	
		審査結果	
△用水及び排水の系統	別紙のとおり	備考	

（注）1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

2 太線内は、記載しないこと。

3 変更のある部分は、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

追加〔平成3年規則8号〕、一部改正〔平成5年規則44号・17年31号〕

様式第7号（第9条関係）

氏 名 変 更 等 届 出 書

年 月 日

（宛先）狭山市長

住 所

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

届出者

印

電 話

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、狭山市下水道条例第12条第2項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前			
	変 更 後			
変 更 年 月 日	年 月 日	受 理 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		施 設 番 号		
整 理 番 号		備 考		

（注）太線内は、記載しないこと。

全部改正〔平成3年規則8号・17年31号〕

様式第 8 号 (第 9 条関係)

除 害 施 設 使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

(宛先) 狭山市長

住 所

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

届出者

印

電 話

除害施設の使用を廃止したので、狭山市下水道条例第 12 条第 2 項の規定により届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			
整 理 番 号		受理年月日	年 月 日
施 設 番 号		備 考	

(注) 太線内は、記載しないこと。

全部改正〔平成 3 年規則 8 号・17 年 31 号〕

様式第8号の3（第9条の2関係）

除 害 施 設 承 継 届 出 書

年 月 日

（宛先）狭山市長

住 所

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

届出者

印

電 話

除害施設に係る届出者の地位を承継したので、狭山市下水道条例第15条の2第3項の規定により届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
承継の年月日		年 月 日	
被承継者	氏名又は名称		
	住所		
承継の原因			
整理番号		受理年月日	年 月 日
施設番号		備 考	

（注）太線内は、記載しないこと。

追加〔平成3年規則8号〕、一部改正〔平成17年規則31号〕

様式第9号（第12条関係）

除害施設管理責任者選任届

年 月 日

（宛先）狭山市長

住 所

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

届出者

印

電 話 ()

除害施設管理責任者を選任したので、届け出ます。

設 置 場 所	
除害施設管理責任者の氏名	(年 月 日生)
資 格	
資格取得年月日	年 月 日
所属部課名	電話 ()
備 考	

一部改正〔平成2年規則4号・3年8号・17年31号〕

様式第 10 号 (第 13 条関係)

除害施設管理責任者承認申請書

年 月 日

(宛先) 狭山市長

住 所

氏名又は名称及び法人に

申請者 あつてはその代表者の氏名

印

電 話 ()

狭山市下水道条例施行規則第 13 条第 2 項に規定する除害施設管理責任者の承認を受けた
いので申請します。

設 置 場 所		
除害施設管理責任者 にしようとする者の 氏名		(年 月 日生)
履 歴	最 終 学 歴	(年 月 日卒業)
	職 歴	
所 属 部 課 名		電 話 ()
申 請 理 由		

一部改正 [平成 2 年規則 4 号・3 年 8 号・17 年 31 号]

様式第四（第六条関係）

公共下水道使用開始（変更）届

年 月 日

（宛先）狭山市長

申請者 住 所
氏名（名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名） 印
電 話 番 号

次のとおり公共下水道の使用を開始（変更）するので届け出ます。

排出場所					排水口数	
排出汚水の水量 及び水質	水量	月平均	立方メートル、日最大	立方メートル	水 質	下記のとおり
開始（変更） 年月日	年 月 日					
処理方法					施設名称	

記

項 目	排水口						単 位
	月量 (m ³)						
温度							℃
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量							mg /l
水素イオン濃度							水素指数
生物化学的酸素要求量							5日間 mg /l
浮遊物質							mg /l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量							mg /l
{ 鉱油類含有量							mg /l
{ 動植物油脂類含有量							mg /l
窒素含有量							mg /l
磷含有量							mg /l
沃素消費量							mg /l
カドミウム及びその化合物							mg /l
シアン化合物							mg /l
有機磷化合物							mg /l
鉛及びその化合物							mg /l

六価クロム化合物							mg /1
砒素及びその化合物							mg /1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物							mg /1
アルキル水銀化合物							mg /1
ポリ塩化ビフェニル							mg /1
トリクロロエチレン							mg /1
テトラクロロエチレン							mg /1
ジクロロメタン							mg /1
四塩化炭素							mg /1
1,2-ジクロロエタン							mg /1
1,1-ジクロロエチレン							mg /1
シス-1,2-ジクロロエチレン							mg /1
1,1,1-トリクロロエタン							mg /1
1,1,2-トリクロロエタン							mg /1
1,3-ジクロロプロペン							mg /1
チウラム							mg /1
シマジン							mg /1
チオベンカルブ							mg /1
ベンゼン							mg /1
セレン及びその化合物							mg /1
ほう素及びその化合物							mg /1
ふっ素及びその化合物							mg /1
1,4-ジオキサン							mg /1
フェノール類							mg /1
銅及びその化合物							mg /1
亜鉛及びその化合物							mg /1
鉄及びその化合物							mg /1
マンガン及びその化合物							mg /1
クロム及びその化合物							mg /1
ダイオキシン類							pg /1
摘 要							

備考

- 1 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。
- 2 「摘要」の欄は、排出汚水の水量及び水質の推定の根拠を記載すること。
- 3 除害施設の設置等を明らかにする図書及び図面を添付してすること。

汚水の処理の方法

整 理 番 号			
汚水の除害施設の設置場所		別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手年月日		年 月 日	年 月 日
完成予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
除害施設管理責任者氏名（予定）			
汚水の処理施設の種類（排水の種類）、 型式（連続処理、回分処理）			
汚水処理施設構造等	主要寸法		
	能 力		
	汚水の処理方式		
汚水の処理の系統		別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり
汚水の集水および汚水等の処理施設までの導水の方法		別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり
使用状況	使用時間間隔	時間ごと	時間ごと
	1日の使用時間	時間／回 時～ 時 回／日	時間／回 時～ 時 回／日
	季節変動		
汚水処理施設において中和、凝集、酸化、その他の反応の用に供する消耗資材の1日当たりの用途別使用量			

汚水の処理の方法

整理番号									
処理前および処理後の汚水	汚水の量 (m ³ /日)	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	項目 (mg/l)	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水の処理によって生ずる残さの種類および1月間の種類別生成量ならびにその処理の方法の概要									
下水の排出の方法		排出口の位置		別図()のとおり					
		排出口の数							
		排出先							
参考事項									

下水の量および水質

排水口の番号および名称					
下水の量 (m ³ /日)		通 常	最 大	通 常	最 大
下 水 の 水 質	項目 (mg/l)	通 常	最 大	通 常	最 大
参 考 事 項					

別紙3

用水および排水の系統

用水および排水の系統 添付 () 図のとおり

用途別用水量						
給水源 用途	上水道	工業水道	地下水	その他 ()		合計
当該特定施設 使用量						
当該除害施設 使用量						
その他の事業 使用量						
冷却水						
生活用水						
合 計						

事業場付近の見取図

その他	
資本金	
従業員数	正社員 パート等
事業場面積	
公共下水道接続前の放流先	

実 施 制 限 期 間 短 縮 承 認 願

年 月 日

(宛先) 狭山市長

住 所
 申請者 氏名又は名称及び法人に
 あってはその代表者の氏名
 電 話
 印

狭山市下水道条例第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり実施の制限期間の短縮を承認願います。

除害施設の設置場所	
短縮の理由	
設置・構造等変更の内容	1 除害施設の設置 2 汚水の処理方法の変更 3 汚水の量及び水質の変更 4 用水及び排水系統の変更 5 その他 ()
着手したい年月日	年 月 日
短縮後の制限期間	日
備 考	

水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目						備 考
	名 称	排水量 (m ³ /日)										

備考

(5年間保存すること)

- 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
- 2 ダイオキシン類についての測定の記録は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて下水の水質の検定方法等に関する省令第9条に規定するところにより2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した数値で行うこと。

公共下水道の水質規制について 2019. 9

狭山市役所 上下水道部下水道施設課 維持排水設備担当

〒350-1380

狭山市入間川1丁目23番地5号

TEL 04-2953-1111